

このほど、「加工食品の原料原産地表示制度」に関する新たな制度の開始に向けての説明会で配布された資料が公開されました。

本制度は本年9月1日付で公布、施行されました。今後猶予期間を設け平成34年4月1日完全実施されます。

本文は83ページに及ぶ資料ですのでその中から、次の二つの資料を抜粋して添付しましたのでご参照ください。

①食品表示基準一部改正のポイント

②新たな原料原産地表示制度に関するQ & A

なお、さらに細かな資料をご確認されたい場合は下記のURLご参照ください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/pdf/country_of_origin_170921_0001.pdf

食品表示基準一部改正のポイント

平成29年9月
消費者庁

原料原産地表示制度の改正経緯

1 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

平成28年1月から同年11月までの全10回にわたり、農林水産省及び消費者庁の共催による「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催。

同年11月29日、検討会において、取りまとめた主な内容は以下のとおり。

- 全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料の原産地を義務表示の対象とすること。
- 一定の条件を満たす場合には、過去の実績等を踏まえた「又は表示」、「大括り表示」を認めるとともに、中間加工原材料は、「製造地表示」を認めること。

2 消費者委員会への諮問

- 検討会の取りまとめを踏まえ、食品表示基準(内閣府令)の一部改正案を作成。
- 平成29年3月27日から同年4月25日まで改正案についてパブリックコメントを実施。
- 平成29年3月22日付で消費者庁から消費者委員会へ諮問を行い、同月29日から同年7月28日までの全5回にわたり消費者委員会食品表示部会での議論を実施。
- 平成29年8月10日に消費者委員会から消費者庁の諮問内容を一定の前提条件の下で「適当」とする旨の答申。

3 食品表示基準の一部を改正する内閣府令の施行

- 答申を踏まえ、平成29年9月1日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令を公布・施行。

改正前の原料原産地表示制度の概要

一定の要件を満たす加工食品を対象に国別重量順で表示
(改正前の食品表示基準第3条第2項参照)

1 対象原料

- ① 改正前の別表第15の1から22までに掲げる加工食品(例:牛豚合挽肉)にあつては、製品に占める重量の割合が50%以上である原材料
- ② 改正前の別表第15の23から26までに掲げる加工食品(例:農産物漬物)にあつては、原産地表示対象の原材料

(注) ①及び②のいずれも輸入品となる加工食品を除く。

2 表示内容

表示対象となる原材料が国産品である場合は「国産である旨」を、輸入品である場合は「原産国名」を表示する。

3 表示方法

- ① 表示する原産地が2以上ある場合には、製品に占める重量の割合の高いものから順に国名を表示する。
- ② 表示する原産地が3以上ある場合には、製品に占める重量の割合の高いものから順に2以上を表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

2

改正前の原料原産地表示制度の対象品目及び表示例

対象品目(別表第15)

- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- 4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
- 5 緑茶及び緑茶飲料
- 6 もち
- 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8 黒糖及び黒糖加工品
- 9 こんにやく
- 10 調味した食肉
- 11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 12 表面をあぶった食肉
- 13 フライ種として衣を付けた食肉
- 14 合挽肉その他異種混合した食肉
- 15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
- 16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 17 調味した魚介類及び海藻類
- 18 こんぶ巻
- 19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- 20 表面をあぶった魚介類
- 21 フライ種として衣を付けた魚介類
- 22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの
- 23 農産物漬物
- 24 野菜冷凍食品
- 25 うなぎ加工品
- 26 かつお削りぶし

表示例

(表示例1) 原産地が1か国の場合

名 称 牛豚合挽肉
原材料名 牛肉(国産)、豚肉

(表示例2) 原産地が2か国の場合

名 称 牛豚合挽肉
原材料名 牛肉(アメリカ産、オーストラリア産)、豚肉

(表示例3) 原産地が3か国以上の場合

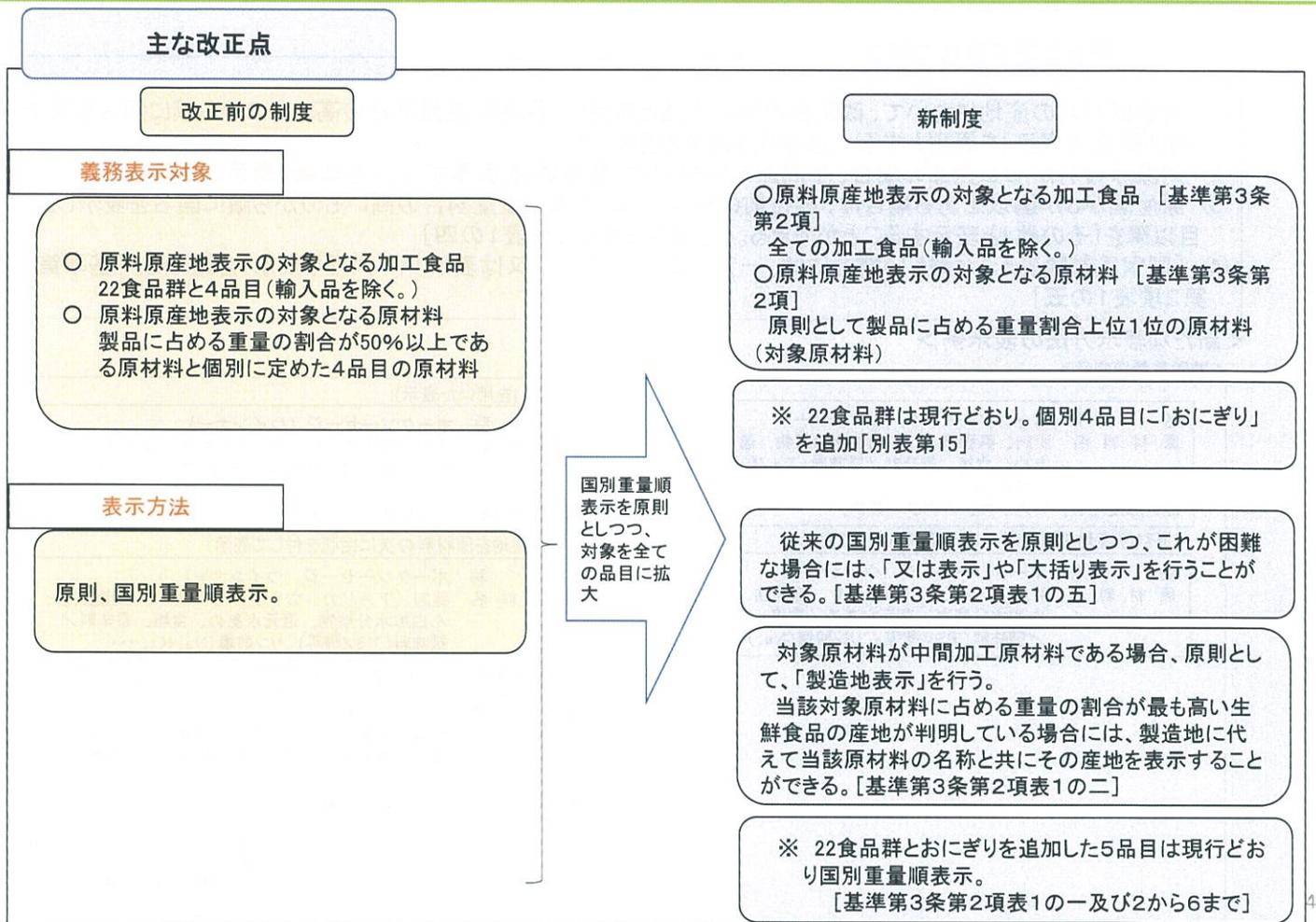
名 称 牛豚合挽肉
原材料名 牛肉(アメリカ産、オーストラリア産、その他)、豚肉

(農産物漬物の表示例)

名 称 ふくじん漬
原材料名 だいこん(国産、中国産)、きゅうり(国産)、なす(中国産)、れんこん(国産)、しょうが、なた豆、漬け原材料(糖類(砂糖、ぶどう糖果糖液糖)、しょうゆ、食塩・・・) / 調味料(アミノ酸液)、酸味料・・・

3

原料原産地表示制度の主な改正点



原料原産地表示制度の具体的な改正点①(原料原産地表示の対象、対象原材料)

原料原産地表示の対象 [基準第3条第2項]

国内で製造又は加工された**全ての加工食品**（輸入品を除く。）が原料原産地表示の対象。

目的

原料原産地表示を商品選択に利用している消費者は多いことから、全ての加工食品を対象に、原料原産地表示を義務付けることは、消費者の利益に合致。

対象から除くもの

表示を要しないもの

- 加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）[基準第1条]
- 容器包装に入れずに販売する場合[基準第3条]
- 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合[基準第5条]
- 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合[基準第5条]
- 他法令によって表示が義務付けられている場合[基準第3条]

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）

「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号）

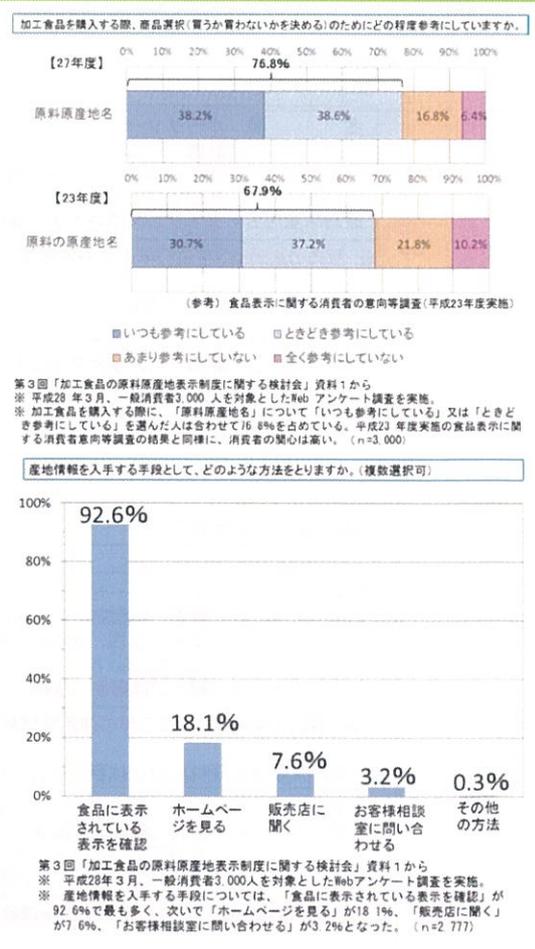
表示を省略することができるもの

- 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合 [基準第3条]

対象原材料 [基準第3条第2項]

原則として製品に占める**重量割合上位1位の原材料**が原料原産地表示の対象。なお、重量割合上位2位以降の原材料についても、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことができる。

重量割合上位1位の原材料が50%未満の22食品群も原料原産地表示の対象に含む。



原料原産地表示制度の具体的な改正点②(新たな表示方法、表示例)

新たな表示方法の追加

- ① 対象原材料の産地について、改正前の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とする。[基準第3条第2項表1の一]
- ② 対象原材料が加工食品の場合、中間加工原材料の「製造地」を表示する。[基準第3条第2項表1の二]
- ③ 原産国が3か国以上ある場合は、改正前の表示方法と同様、重量割合の高いものから順に国名を表示し、3か国目以降を「その他」と表示することができる。[基準第3条第2項表1の四]
- ④ 「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「又は表示」や「大括り表示」を認める。[基準第3条第2項表1の五]

<新たな表示方法の表示例>

<国別重量順表示>

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…
原料原産地名 アメリカ、カナダ(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉(アメリカ、カナダ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

(「その他」を用いた表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…
原料原産地名 アメリカ、カナダ、その他(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉(アメリカ、カナダ、その他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

(表示箇所を明示した上で枠外に表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…
原料原産地名 枠外下部に記載

原料豚肉の原産地名
アメリカ、カナダ、その他

6

原料原産地表示制度の具体的な改正点②(新たな表示方法、表示例)

<又は表示>

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…
原料原産地名 アメリカ又はカナダ(豚肉)

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉(アメリカ又はカナダ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

<大括り表示>

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…
原料原産地名 輸入(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

<大括り表示+又は表示>

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…
原料原産地名 輸入又は国産(豚肉)

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名 豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

<製造地表示>

名 称 清涼飲料水
原 材 料 名 りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名 ドイツ製造(りんご果汁)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称 清涼飲料水
原 材 料 名 りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC

7

原料原産地表示制度の具体的な改正点③(又は表示)

新たな表示方法①(又は表示)[基準第3条第2項表1の五のイ]

「又は表示」とは、原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の使用実績等に基づき表示する方法である。

<認める条件>

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「又は表示」を用いることができるとし、根拠書類の保管を条件とする。

<誤認防止>

「又は表示」をする場合は、過去の一定期間における使用実績又は今後の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合(一定期間使用割合)の高いものから順に表示した旨の表示を付記する。

<表示例>

<外国の産地を「又は」でつないで表示>

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...
原料原産地名	アメリカ又はカナダ(豚肉)

原産地として、使用可能性のある複数国を、一定期間使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

<「その他」を用いた表示>

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(アメリカ又はカナダ又はその他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

原料原産地表示制度の具体的な改正点④(大括り表示)

新たな表示方法②(大括り表示)[基準第3条第2項表1の五のロ]

「大括り表示」とは、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法である。なお、輸入品と国産品を混合して使用する場合には、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示する方法である。

<認める条件>

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができる。

大括り表示をする場合は、根拠書類の保管を条件とする。

<表示例>

<外国産のみ使用>

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...
原料原産地名	輸入(豚肉)

3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示

<国産と外国産を混合して使用し、国産の方が重量割合が高い場合> (原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(国産、輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑤（大括り表示＋又は表示）

新たな表示方法③（大括り表示＋又は表示）〔基準第3条第2項表1の五のハ〕

「大括り表示＋又は表示」とは、過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法である。

<認める条件>

過去の一定期間における国別使用実績又は今後の一定期間の国別使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示＋又は表示」を用いることができるとし、根拠書類の保管を条件とする。

<誤認防止>

「大括り表示＋又は表示」をする場合は、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示を付記する。

名称 小麦粉
 原材料名 小麦
 原料原産地名 輸入又は国産

3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、一定期間使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

※ 小麦の産地は、平成〇年の使用実績順

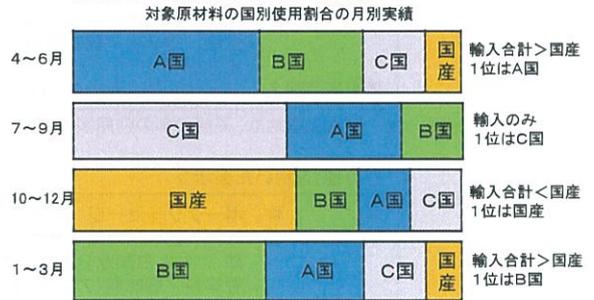
一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名称 ポークソーセージ（ウインナー）
 原材料名 豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

（大括り表示＋又は表示が認められる条件例）



第9回「加工食品原料原産地表示制度検討会」資料1から

（参考）新たな表示方法を認める要件（通知等に規定）

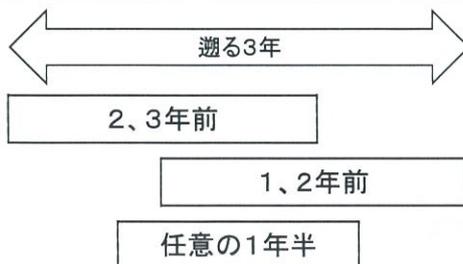
① 過去一定期間における産地別使用実績（「又は表示」及び「大括り表示」関係）

製造年から遡って3年以内の中で1年以上の実績。

（根拠として用いることができる「使用実績」の考え方の例）



1年を超えた期間での使用実績の根拠の考え方



1年での使用実績の根拠の考え方



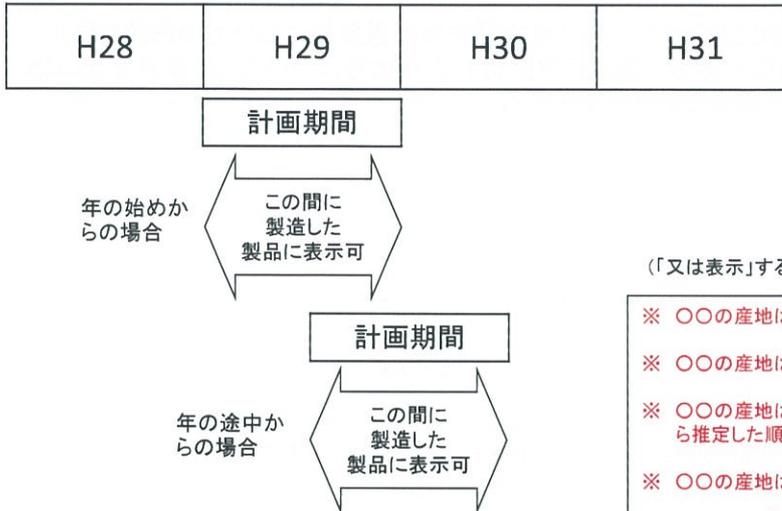
（「又は表示」する場合の使用実績に基づく注意書きの例）

- ※ ○○の産地は、平成27年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、平成26年から2年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、製造年の前年使用実績順
- ※ ○○の産地は、製造年の一昨年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、前年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、一昨年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、過去1年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、過去2年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、賞味期限の○年前の使用実績順
- ※ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から○年前までの使用実績順
- ※ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から○年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順
- ※ ○○の産地は、製造○年前の使用実績順
- ※ ○○の産地は、過去○年間の平均使用実績順

② 今後一定期間における産地別使用計画(「又は表示」及び「大括り表示」関係)

当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定。

(根拠として用いることができる「使用計画」で表示した例)



(「又は表示」する場合の使用計画に基づく注意書きの例)

- ※ ○○の産地は、平成29年の使用計画順
- ※ ○○の産地は、今年度の使用計画順
- ※ ○○の産地は、平成29年6月から平成30年5月までの契約栽培から推定した順
- ※ ○○の産地は、製造年の使用計画順
- ※ ○○の産地は、平成29年の使用計画順。平成30年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。

③ 重量割合の順位変動等(「又は表示」及び「大括り表示」関係)

過去の実績や合理的な使用計画に基づき、表示をしようとする時を含む1年で重量割合の順位変動や産地切替えが行われる見込みのある場合。

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑥(製造地表示)

新たな表示方法④(製造地表示)[基準第3条第2項表1の二]

対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「○○製造」と表示する方法である。

ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該原材料名と共にその原産地を表示することができる。

<表示例>

当該原材料の製造地を表示

<製造地を表示>

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造(りんご果汁)

<製造地の「又は表示」>

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造又は国内製造(りんご果汁)

※ りんご果汁の製造地は、平成〇年の使用実績順

<製造地を表示>(原材料名の次に括弧を付して表示)

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC

<製造地の「大括り表示」>

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	外国製造(りんご果汁)

<中間加工原材料の原料の産地を遡って表示>

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ(りんご)、ハンガリー(りんご)

当該生鮮原材料名と共にその原産地を表示

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑦(誤認防止策)

対象原材料に占める重量割合が低い原産地の表示(誤認防止策) [基準第3条第2項表1の五のイ、ハ]

「又は表示」を行う場合、使用割合が極めて少ない対象原材料の原産地についての誤認を防止するための措置として、一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨表示する。

<表示例>

<国別重量順表示>

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	アメリカ産、カナダ産、国産、オーストラリア産

<又は表示>(使用実績から算出したときに、国産、オーストラリア産が5%未満の場合)

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	アメリカ産又はカナダ産又は国産(5%未満)又はオーストラリア産(5%未満)

※ 小麦の産地順・割合は、平成〇年の使用実績

<大括り表示+又は表示>

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	輸入又は国産(5%未満)

※ 小麦の産地順・割合は、平成〇年の使用実績

14

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑧(おにぎりのり)

おにぎりのり[基準第3条第2項表6][別表第15の6]

おにぎりを別表第15に追加する。

おにぎりに使用したのりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そうの原産地について国別重量順に表示する。

<表示例>

<おにぎりのりの表示例>

名 称	おにぎり
原 材 料 名	ご飯(米(国産))、鮭、のり(国産)、食塩

おにぎりの範囲[通知等に規定]

- 1 個別に原料原産地表示の義務付けがある「おにぎりのり」の「おにぎり」は、コンビニエンスストア等で、「のりが販売時には既に巻かれているもの」や、「食べる前にのりを自ら巻くような形態で売られているもの」など、消費者が一般的におにぎりとして認識するものを対象範囲とする。
- 2 また、以下のものは対象範囲外とする。
 - ① 唐揚げ、たくあんなどの「おかず」と一緒に容器包装に入れたもの。
 - ② 巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当するもの。

15

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑨(業務用加工食品、原料原産地名)

業務用加工食品[基準第10条第1項第11号]

従前から、最終製品で原料原産地名の表示が義務付けられているものについては、その表示根拠となる情報が消費者向けの表示を行う食品関連事業者に伝達される必要があることから、これら最終製品の原材料となる業務用加工食品にあっては、原料原産地表示対象の一般用加工食品の原材料として用いられる場合のみ原料原産地の情報を伝達する義務を課していた。この考え方に変更はなく、改正後の基準においても、最終製品に原料原産地名の表示が義務付けられているものの原材料となる業務用加工食品にのみ、原料原産地の情報を伝達する義務が課されるように規定。

業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示可能。

改正前基準

輸入品を除く別表第15に掲げる加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものを含むものに表示義務。

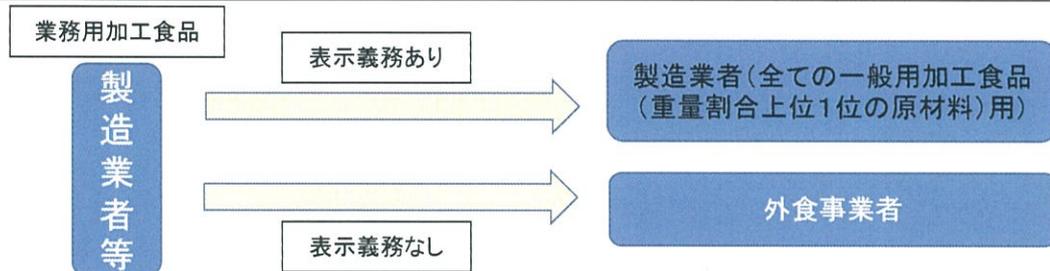
(農産物漬物にあっては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位(内容重量が300g以下のもの)にあっては、上位3位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、野菜冷凍食品にあっては、原材料及び添加物の重量に占める割合が高い野菜上位3位までのもの、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、うなぎ加工品にあってはうなぎ、かつお削りぶしにあってはかつおのふし。)

対象加工食品:22食品群、農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし

新基準

改正前の基準に加え、一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該一般用加工食品の対象原材料となるものに表示義務。

具体的には、改正前の基準で表示義務がある加工食品に、おにぎりのり、一般加工食品用の小分け原料となる加工食品などを追加。



16

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑩(業務用加工食品、原産国名)

業務用加工食品[基準第10条第1項第12号]

従前から、輸入品として販売する最終製品に対して適切な原産国名を表示するため、輸入品として販売する最終製品となる業務用加工食品には、原産国名の表示を義務付けていた。今般、最終製品の表示対象(重量割合上位1位)となる原材料が輸入された業務用加工食品である場合、当該業務用加工食品の製造地(原産国名)を表示することが必要となるため、輸入品として販売する最終製品となる業務用加工食品に加え、最終製品の重量割合上位1位の原材料となる輸入された業務用加工食品にも原産国名の表示義務を課することとする。また、国産品においても、最終製品において原料原産地表示の義務対象原材料となる業務用加工食品について、国内製造品の原産国の表示を要しないこととしていたが、消費者向けの表示を行う者が「必要な情報は伝達されてくる」という前提でいることを踏まえ、また、業務用加工食品を販売する業者にとって過剰な負荷ではないため、表示義務を課することとする(改正前基準の業務用生鮮食品の規定においても、国産品について原産国の表示は必要。)

業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示可能。

改正前基準

輸入品として販売する最終製品に適切に原産国名を表示するためには、「輸入品」である最終製品となる業務用加工食品に原産国名を表示する必要があるため、そのような業務用加工食品には原産国名の表示を義務付けている。

新基準

改正前の基準に加え、一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該一般用加工食品の対象原材料となるものに表示を義務付けている(一般用加工食品の製造業者が、対象原材料の原料の原産地を表示する場合に、業務用加工食品の製造業者等が当該原料の産地の情報を提供した場合には、この限りではない。)

17

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑪(業務用生鮮食品)

業務用生鮮食品[基準第24条第3項]

従前から、原料原産地表示の対象となる加工食品の原材料として用いられる場合のみ原産地の伝達義務があったため、改正後の基準においても、表示義務は最終製品に表示する必要があるものだけに、原産地の情報を伝達する義務が課されるように規定。

業者間で取引される業務用生鮮食品の義務表示事項を表示する場所は、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等も可能。

改正前基準

対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品であって、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものに表示義務。

(農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位(内容重量が300g以下のものにあつては、上位3位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、野菜冷凍食品にあつては、原材料及び添加物の重量に占める割合が高い野菜上位3位までのもの、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ、かつお削りぶしにあつてはかつおのふし。)

新基準

改正前の基準に加え、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該一般用加工食品の対象原材料となるものに表示義務。

具体的には、改正前の制度で表示義務のあつた業務用生鮮食品に、一般用加工食品の重量割合上位1位となる業務用生鮮食品を追加。

18

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑫(経過措置期間)

経過措置期間[基準附則第2条]

- 施行日から平成34年3月31日までに製造され、又は加工される加工食品(業務用加工食品を除く。)並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、改正前の基準による表示が可能。

経過措置期間[基準附則第3条]

- 施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品(長期醸造の酒類、果実酢等)については、平成34年4月1日以降も表示を要しない。

19

新たな原料原産地表示制度に関するQ&A

(食品表示基準Q&A(平成29年9月1日消食表第410号)より抜粋)

平成29年9月

消費者庁 食品表示企画課

I 表示対象

(原原-1) 原料原産地表示の対象となる加工食品はどのようなものですか。

(原原-2) 原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

(原原-3) 酒類も原料原産地表示の対象になりますか。対象である場合、原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

(原原-4) いわゆる「冠表示」の原材料も原料原産地表示の対象になりますか。

(原原-5) 水も原料原産地表示の対象になりますか。

(原原-6) 添加物も原料原産地表示の対象になりますか。

(原原-7) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料(2種類以上の原材料からなる原材料)を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割して表示している場合、どの原材料の原産地を表示すればよいですか。

(原原-8) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料(2種類以上の原材料からなる原材料)を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割した後、製品中に含まれる複数の同一原材料を合算して表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。

(原原-9) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料の項の2の一の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合(「野菜(〇〇、△△)」等)、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(原原-10) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の一の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合、野菜が全て国産である場合は、どのような書き方ができますか。

(原原-11) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の二の規定に基づき、複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、区分けされ、それを組み合わせることで1つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品A、Bに区分けして原材料表示をしている場合、どの原材料に原産地の表示義務がありますか。

か。

(原原-12) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「植物油」、「でん粉」等と括って表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。

(原原-13) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「魚肉」等と括って表示している場合、原材料の原産地はどのようにするのですか。

(原原-14) 重量割合上位1位の原材料が2つ以上ある場合、どの原材料に原料原産地表示を行う必要がありますか。

II 表示方法

(原原-15) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。

(原原-16) 原材料が生鮮食品である場合の原料原産地表示の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

(原原-17) 複数の原産地の原材料を混合している場合の表示の方法について教えてください。

(原原-18) 原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。

(原原-19) 原料原産地表示について、原料原産地を国名以外で表示することはできますか。

(原原-20) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等で表示することはできますか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。

(原原-21) 原料原産地表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできますか。

(原原-22) 原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）について、食品表示基準第7条の規定に基づき、特定の原産地名とその使用割合を強調して表示していますが、別途、一括表示内に原料原産地の表示が必要ですか。

(原原-23) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定による使用割合の併記は必要ですか。

(原原-24) 原料原産地表示対象の重量割合上位1位の原材料に加え、任意で上位5位の原材料にも原料原産地名を表示したい場合、上位2位、3位、4位の原材料には原料原産地名を表示しなくてもよいですか。

(原原-25) 原材料が1種類で原材料名の表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。

III 「又は表示」

(原原-26) 「又は表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示）が認められるのはどのような場合ですか。

また、「又は表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

(原原-27) 「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(原原-28) 「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。

(原原-29) 「又は表示」をする際、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて表示した場合、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をするのですか。

(原原-30) 複数の原産地の原材料をタンクに継ぎ足して製造するような場合は、一度使用した原産地は計算上0になることはないが、どのように表示すればよいですか。

IV 「大括り表示」

(原原-31) 「大括り表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のロの規定による表示）が認められるのはどのような場合ですか。

また、「大括り表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

(原原-32) 「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(原原-33) 大括り表示において、「EU産」や「南米産」など、「輸入」よりも小さな区分の表示は認められますか。

V 「大括り表示」+「又は表示」

(原原-34)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。

(原原-35)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)の基本的な表示方法について教えてください。

VI 使用実績等

(原原-36)「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画等に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

(原原-37)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。

(原原-38)過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示をする場合、それぞれに求められる合理性とはどのようなものですか。

(原原-39)「又は表示」、「大括り表示」等の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

(原原-40)「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

VII 「中間加工原材料の製造地表示」

(原原-41)原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(原原-42)中間加工原材料の製造地の決め方を教えてください。

(原原-43)輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

(原原-44)何段階かの製造工程を経て製造された中間加工原材料については、どの段階の製造地を表示するのですか。

(原原-45)原料原産地表示の対象である中間加工原材料が複合原材料であって、「中

間加工原材料の製造地表示」ではなく、生鮮原材料の原産地まで遡って表示する場合、複合原材料の中のどの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(原原-46)国内の自社の工場で製造した中間加工原材料について、どの段階の原産地を表示すればよいですか。

(原原-47)中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

(原原-48)食品表示基準別表第4に個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものがありますが、それに従い、中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合、原料原産地表示はどのようにすればよいですか。

VIII 業務用

(原原-49)業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(原原-50)業務用加工食品における原産国表示はどのようなになるのですか。

(原原-51)業務用加工食品における原料原産地表示はどのようなになるのですか。

(原原-52)業務用加工食品では、原産国名及び原料原産地名について、どこに表示を行えばよいですか。

(原原-53)業務用生鮮食品では、原料原産地表示に関し、どのような表示が必要ですか。

(原原-54)業務用生鮮食品について、原産地の表示はどのようなになるのですか。

(原原-55)業務用生鮮食品では、原産地について、どこに表示を行えばよいですか。

IX その他

(原原-56)別表第15の1～5に掲げる加工食品(いわゆる「22食品群+4品目」)については、「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」はできますか。

(原原-57)いわゆる22食品群(別表第15の1に掲げる加工食品)の中で、原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上の生鮮食品がないものについては、ど

のように表示すればよいですか。

(原原-58) 個別に原料原産地表示の対象となる「おにぎりのり」の「おにぎり」の範囲と原料原産地の表示方法を教えてください。

(原原-59) 原料原産地表示が義務付けられていないものを自主的に容器包装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

(原原-60) インターネット等で自主的に原料原産地に関する情報提供を行ってもよいですか。

(原原-61) 自然災害や不作等による原材料の調達急な変更の対応は、どのようにしたらよいですか。

(原原-62) 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

(原原-63) 施行の際に製造所又は加工所で製造過程にあつて、経過措置期間後に製造を完了する製品も対象になりますか。

(原原-63) 新たな原料原産地表示制度の導入について、消費者へどのように普及啓発していくのですか。

別添 新たな原料原産地表示制度

1 表示対象

(原原-1) 原料原産地表示の対象となる加工食品はどのようなものですか。

(答)

1 消費者への情報提供を目的として、国内で製造した全ての加工食品が原料原産地表示の対象となります。

〔 輸入品（輸入後の国内での加工行為等が、実質的な変更をもたらしていないものを含む。）については、従来どおり輸入品として「原産国名」の表示が必要であり、原料原産地名の表示は必要ありません。 〕

2 原材料名の表示等と同様、以下の場合には、原料原産地名の表示は必要ありません。

- ① 設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ② 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（いわゆるインストア加工を含む。）
- ③ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合
- ④ 容器包装に入れずに販売する場合

また、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下の場合には、原料原産地名の表示を省略することができます。

(原原-2) 原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

(答)

1 原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）を原料原産地表示の対象（これを対象原材料といいます。）とし、原材料名に対応させてその原産地名の表示をする必要があります。

事業者の実行可能性も考慮し上記を原料原産地表示の対象としましたが、消費者への情報提供の観点からは、できるだけ多くの原材料を原料原産地表示の対象とすることが望ましいです。

ただし、別表15の1に掲げる22食品群と、以下の5品目は個別に原料原産地の規定を設け、原料原産地表示の対象となる原材料を定めています。

- ① 農産物漬物は、重量割合上位4位（又は3位）かつ5%以上の原材料
- ② 野菜冷凍食品は、重量割合上位3位かつ5%以上の原材料
- ③ うなぎ加工品は、うなぎ
- ④ かつお削りぶしは、かつおのふし
- ⑤ おにぎりは、のり

(次頁に続く)

2 なお、以下の法律の規定に基づき、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示（情報伝達）されている場合、当該原材料には食品表示基準の原料原産地表示の規定を適用しません。

① 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）（平成21年法律第26号）（食品表示基準別表第15の1の(6)に掲げるもちを除く。）

② 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）
平成29年9月時点では、②に基づく表示の基準として、果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成27年国税庁告示第18号）が制定されています。

（原原－3）酒類も原料原産地表示の対象になりますか。対象である場合、原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

（答）

1 食品表示基準において、「原材料名」の表示義務がない酒類も、原料原産地表示の対象となります。

2 具体的には、以下のいずれかになります。

① 原料原産地名の事項欄を設けて、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に対応させて原料原産地を表示。

② 原材料名を任意で表示している場合は、原料原産地名の欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して原料原産地表示することも可能。

3 上記2の②の場合、酒類については、原材料名の表示が義務ではないため、表示順が重量順とは限りませんが、原材料名欄の原材料名の表示順にかかわらず、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に原料原産地表示を行ってください。

4 なお、清酒、米焼酎（単式蒸留）、みりん及び果実酒は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項の規定に基づく表示の基準に基づき、原材料の原産地が表示（情報伝達）されているため、食品表示基準における原料原産地表示の規定を適用しません。

（原原－4）いわゆる「冠表示」の原材料も原料原産地表示の対象になりますか。

（答）

冠表示は、特定の原材料の名称を、商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示方法を一般に指しますが、食品表示基準上の定義はなく、冠表示をもって原料原産地表示の対象としていません。

ただし、冠表示をした特定の原材料が重量割合上位1位の原材料である場合は、原料原産地表示の対象です。

（原原－5）水も原料原産地表示の対象になりますか。

（答）

現行、水は慣例として表示していない場合が多いことから、仮に、水を原材料の欄の一番初めに表示した場合であっても、原料原産地表示の対象となりません。水以外の原材料の中で、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に原料原産地表示を行う必要があります。

（原原－6）添加物も原料原産地表示の対象になりますか。

（答）

1 食品表示基準においては、原材料と添加物を明確に区分しています。
原料原産地表示の対象は原材料に限り、添加物は表示対象ではありません。

2 したがって、食品中、添加物が最も重量割合が高い場合、その添加物に原料原産地表示を行う必要はなく、原材料の中で、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に原料原産地表示を行う必要があります。
また、添加物のみで構成されている食品については、原料原産地表示を行う必要はありません。

3 なお、添加物にもともと含まれている賦（ふ）形剤（乳糖、小麦粉、でん粉等）についても、原料原産地表示を行う必要はありません。

(原原－7) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料(2種類以上の原材料からなる原材料)を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割して表示している場合、どの原材料の原産地を表示すればよいですか。

(答)

- 1 食品を製造する際に、複合原材料を使用する場合には、複合原材料の一般的な名称をもって原材料名の表示を行うこととしています。
- 2 ただし、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない場合、複合原材料の全ての原材料を分割して表示することができます。
- 3 その場合、原料原産地表示は、分割した後の原材料名表示に基づき、原材料に占める重量割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)に原産地表示を行う必要があります。

《例1：複合原材料表示による方法》

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖調製品(韓国製造(砂糖、コーンスターチ))、レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	平成29年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲-▲

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖調製品(砂糖、コーンスターチ)(韓国製造)、レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	平成29年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲-▲

(次頁に続く)

《例2：分割して表示する方法》

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖(韓国製造)、コーンスターチ、レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	平成29年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲-▲

(原原－8) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料(2種類以上の原材料からなる原材料)を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割した後、製品中に含まれる複数の同一原材料を合算して表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。

(答)

食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複数の同一原材料を合算して表示している場合は、合算後の表示をしている原材料単位でみて重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。

(原原－9) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の1の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合(「野菜(〇〇、△△)」等)、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

- 1 消費者に分かりやすくする等の事由により、「野菜(〇〇、△△)」等、まとめ書きをしている場合、原材料単位でみて重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。
- 2 そのため、まとめ書きしていることによって、原材料名欄の一番先頭に「野菜(〇〇、△△)」と表示されていても、使用した原材料単位で比較すると、原材料名欄で2番目以降に表示されている原材料が最も重量割合が高い場合は、表示順にかかわらず、その重量割合上位1位の原材料に原産地を表示する必要があります。

例) 野菜 > 豚肉 であるが、豚肉 > たまねぎ の場合、
 原材料名：野菜(たまねぎ、キャベツ、トマト)、豚肉(A国産)
 ↑
 義務

(原原-10) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の一の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合で、野菜が全て国産である場合は、どのような書き方ができますか。

(答)

以下の例のように表示することができます。なお、以下の例以外は認めないということではありません。消費者に分かりやすい表示としてください。

例) たまねぎ > 豚肉である場合

原材料名: 野菜 (たまねぎ (国産)、キャベツ、トマト)、豚肉

原材料名: 野菜 (たまねぎ (国産)、キャベツ (国産)、トマト (国産))、豚肉

原材料名: 野菜 (国産 (たまねぎ、キャベツ、トマト))、豚肉

原材料名: 野菜 (たまねぎ、キャベツ、トマト) (国産)、豚肉

原材料名: 野菜 (国産) (たまねぎ、キャベツ、トマト)、豚肉

(原原-11) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の二の規定に基づき、複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、区分けされ、それを組み合わせて1つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品A、Bに区分けして原材料表示をしている場合、どの原材料に原産地の表示義務がありますか。

(答)

1 構成要素となる加工食品A、Bそれぞれの重量割合上位1位の原材料のうち、製品全体でみて重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示を行う必要があります。

2 なお、同じ原材料がA、Bそれぞれに使用されているなど、製品全体でみると同じ原材料が複数回表示される場合には、合算は行わないこととします。

3 このような製品として、

① 調理などによりA、Bを合わせた形で食するもの

(例: 麺にスープが添付されているもの)

② それぞれが独立しており別々に食するもの

(例: チョコレートとクッキーの組合せ)

等が考えられますが、②のような場合であって、各構成要素ごとに原材料表示を行っているような製品については、各構成要素の重量割合上位1位の原材料の全てに原産地を表示することが望ましいと考えます。

(次頁に続く)

例) A: チョコレート (カカオマス40g、砂糖25g、…)

↑

義務

B: クッキー (小麦粉35g、砂糖25g、…)

↑

任意

※1 合算すると砂糖が重量割合上位1位となりますが、原料原産地表示の必要はありません。

※2 Bの小麦粉の製造地(原産地)は、表示することが望ましいと考えます。

4 ただし、お中元用の詰め合わせ食品など、個別食品ごとに販売することが可能な食品を詰め合わせている場合は、構成要素である個別食品について表示する必要があります。個別食品ごとに重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示が必要です。

(原原-12) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「植物油」、「でん粉」等と括って表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。

(答)

1 当該規定に基づき複数の原材料を括って表示している場合は、適正に表示された原材料名表示(「植物油」、「でん粉」等)に対応させて、当該原産地(製造地)を表示してください。

2 その場合、括った元となる複数の原材料の原産地(製造地)については、括って表示をしている原材料(「植物油」、「でん粉」等)に占める重量の割合の高いものから順に表示してください。

(原原-13) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「魚肉」等と括って表示している場合、原産地表示はどのようにするのがですか。

(答)

1 魚肉練り製品等は、冷凍魚肉すり身や鮮魚を主原材料として製造されます。冷凍魚肉すり身や鮮魚を使用し、「魚肉」等と表示した場合の表示方法は以下のとおりです。

(次頁に続く)

2 鮮魚のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例1：原料原産地名の事項欄を設けて表示する場合》

(魚肉が全て国産の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	国産(魚肉)
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例2：原材料名に併記して表示する場合》

(魚肉が全て国産の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉(国産)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例3：魚種を明記した場合》

名称	ケーシング詰特種かまぼこ
原材料名	魚肉(たら(国産)、ぐち、えそ)、種もの(チーズ)、でん粉、食塩、・・・
内容量	100g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(次頁に続く)

《例4：明記している魚種の全てが国産の場合》

名称	蒸しかまぼこ
原材料名	魚肉((国産)(たら、ぐち、えそ))、でん粉、食塩、・・・
内容量	100g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

3 冷凍魚肉すり身のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例5：魚肉すり身の製造地を表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国製造の魚肉すり身
>国内製造の魚肉すり身の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	外国製造、国内製造(魚肉すり身)
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例6：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国産の魚類を原料とした魚肉すり身>国産の魚類を原料とした魚肉すり身の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉(輸入、国産)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(次頁に続く)

《例7：「魚肉」ではなく、「魚肉すり身」と原材料名表示する場合》
 (一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国製造の魚肉すり身を使用する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉すり身(外国製造)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例10：鮮魚まで遡って産地を表示する場合》
 (例9の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉(アメリカ、日本)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例8：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》
 (例7の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉すり身(魚肉(輸入))、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(原原-14) 重量割合上位1位の原材料が2つ以上ある場合、どの原材料に原料原産地表示を行う必要がありますか。

(答)
 重量割合上位1位となる全ての原材料に原料原産地表示を行う必要があります。

4 冷凍魚肉すり身と鮮魚を混合して製造した魚肉練り製品等の場合
 《例9：魚肉すり身の製造地と鮮魚の産地を表示する場合》
 (アメリカ製造の魚肉すり身>国産の鮮魚の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	アメリカ製造(魚肉すり身)、国産(たら)
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(次頁に続く)

II 表示方法

(原原-15) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。

(答)

一般用加工食品への原料原産地表示は、食品表示基準の別記様式1又はこれと同等程度に分かりやすく一括して、容器包装に原料原産地名欄を設け、原材料名に対応させて原料原産地を表示するか、原材料名欄に表示してある原材料名に対応させて括弧を付して原料原産地を表示する必要があります。

(原原-16) 原材料が生鮮食品である場合の原料原産地表示の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

(答)

1 原材料が国産品であるものには国産である旨を、輸入品であるものには「原産国名」を表示します。

2 ただし、原材料が国産品の場合、国産である旨（国産、日本、日本産など）に代えて以下のような表示が可能です。

① 原材料が農産物の場合

都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。原料原産地表示では国産である旨の表示が原則なので、「国産」よりも狭く限定された地域であれば表示可能です。

例えば、都道府県名より広い地域名での表示（「九州産」、「関東産」など）も一般に知られている地名として表示が可能です。

② 原材料が畜産物の場合

主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。

③ 原材料が水産物の場合

水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。

3 また、原材料が輸入品の水産物の場合、原産国名に水域名を併記することができます。これは、例えばインド洋にあるフランス領ケルグレン諸島で漁獲された魚（メロ）について、原産国名が「フランス」となると、消費者からはフランス本国の近海で獲れたとの誤解を招く可能性があります。このため、国名だけでは分かりにくい場合、水域名を併記できることとしたもので、例えば「原材料名：メロ（フランス（インド洋）」と表示することができます。ただし、水域名のみの記載は、国産である旨を示すことになるため、認められません。

(次頁に続く)

4 具体的な表示例は以下のとおりです。

《例1：原料原産地名欄による表記》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	カナダ（豚肉）
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例2：原材料名欄に括弧書きで表記（食品表示基準別記様式1 備考3）》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例3：一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	商品名下部に記載
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

商品名 〇〇ソーセージ
原料豚肉の原産地名 カナダ

《不適切な表示例》

※ 例1において、原材料が複数ある場合、原料原産地名欄に単に産地名のみ表示すると、どの原材料の産地を表示しているのか不明となるため、産地名の後ろに括弧を付して、当該産地に対応した原材料名を表示する必要があります。



名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	カナダ
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

（原原-17）複数の原産地の原材料を混合している場合の表示の方法について教えてください。

（答）

- 1 2か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に原産地を表示します。

《例1：原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地名を表示》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

（次頁に続く）

- 2 3か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2か国以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することもできます。

《例2：原料原産地が3か国以上であり、全て表示する場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ、デンマーク、日本）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例3：原料原産地を2か国以上表示し、それ以外を「その他」と表示する場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ、その他）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

（次頁に続く）

3 国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合も、国単位で計算します。すなわち、3か国以上のものを混合し、かつ、2か国以上表示した場合に、その他の原産地を「その他」と表示できます。

《例4：鹿児島県産（50%）、宮崎県産（30%）の原材料とカナダ産（20%）の原材料を混合して使用した場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（国産、カナダ産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（国産（鹿児島県、宮崎県）、カナダ産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（鹿児島県、宮崎県、カナダ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

（次頁に続く）

《不適切な表示例》

※ 鹿児島県、宮崎県、カナダ、アメリカを原産地とする原材料を混合している場合であっても、「鹿児島県、宮崎県、その他」という表示は、国単位でみて1か国（日本）しか表示していないため不可。



名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（鹿児島県、宮崎県、その他）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

（原原-18）原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。

（答）

1 食品表示基準において、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について特段の規定はありませんが、特定の食物アレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止するアレルギー表示は、他の表示よりも優先して一番最初に表示すべきと考えます。

また、特定のアレルギー体質をもつ消費者が適切に判断できるよう、アレルギー表示の対象となる特定原材料等に係る表示の視認性を高めることが望ましいです。

（次頁に続く）

2 具体的な表示例は以下のとおりです。(はアレルギー表示、 は遺伝子組換え表示、 は原料原産地表示)

《例1：豆腐サラダに原料原産地表示をする場合》

名称	豆腐サラダ
原材料名	豆腐(大豆を含む：遺伝子組換えでない)(国内製造)、レタス、トマト、きゅうり、・・・
内容量	300g
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例2：つくだ煮に原料原産地表示をする場合》

名称	つくだ煮
原材料名	しょうゆ(大豆・小麦を含む、国内製造)、こんぶ、植物油、唐辛子、糖類(砂糖、水飴)、・・・
内容量	100g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光をさけ、常温で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例3：マカロニサラダに原料原産地表示をする場合》

名称	マカロニサラダ
原材料名	マカロニ(イタリア製造)、マヨネーズ、きゅうり、人参、玉ねぎ、・・・、(一部に小麦・乳成分・卵・大豆を含む)
内容量	100g
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例4：コーンスナック菓子に原料原産地表示をする場合》

名称	コーンスナック菓子
原材料名	コーングリッツ(とうもろこし(アメリカ、遺伝子組換え不分別)、砂糖、食塩/乳化剤、炭酸カルシウム、・・・)
内容量	300g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光をさけ、常温で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(原原-19) 原料原産地の表示について、原料原産地を国名以外で表示することはできますか。

(答)

1 国産品では、国産である旨の表示に代えて、より狭く限定され、範囲が明確な地域として、都道府県名その他一般に知られている地名で表示することも可能です。

具体的には、

- ① 郡名(例 秩父郡)
 - ② 島名(例 屋久島)
 - ③ 一般に知られている旧国名(例 丹波、土佐等)
 - ④ 一般に知られている旧国名の別称(例 信州、甲州等)
 - ⑤ その他一般に知られている地名(例 九州、関東、房総(地域名))
- 等が考えられます。

また、水産物の場合は、水域名や水揚げ港名での表示も可能です。

2 輸入品では、「原産国名」を表示することとされていますので、「大括り表示」が認められる場合((原原-31) 参照)を除き、他の表示で代替することはできません。なお、「原産国名」に加えて、地域名を併記することは可能です。

また、輸入した水産物の場合は、「原産国名」に水域名を併記することが可能です。

(次頁に続く)

(原原-20) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等で表示することはできますか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。

(答)

- 食品表示は、消費者の商品選択に資する情報を提供することが目的であるため、表示事項の記載は、邦文をもって、理解しやすいような用語により正確に行う必要があります。
- したがって、米国産をUSAやUSと表示することは、原則的には認められません(ただし、(原原-21)又は(原原-33)の場合を除きます。)

[原産国の表示として認められるものの例]

米国、アメリカ、アメリカ合衆国、豪州、オーストラリア、中国、中華人民共和国

(原原-21) 原料原産地名の表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできますか。

(答)

- 記号及び当該記号に対応する原産地を容器包装へ表示した上で、一括表示枠内の原料原産地名欄に、
 - 産地表示する原材料
 - 記号を用いて表示する旨
 - 記号の表示箇所を明記した上で、一括表示枠外へ表示するなど、消費者が誤認をしないように分かりやすく、記号による原料原産地表示もできることとします。

(次頁に続く)

- この場合、記号とは、JIS X 0304:2011 (ISO 3166-1:2006) の「国名コード」における「3文字国名コード」等が考えられます。

《例：記号による表示》

名称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物(大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料(大豆を含む) / 調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na, K)、
原料原産地名	豚肉の産地は、この一括表示枠外下部に示した記号を用いて、容器の底面の賞味期限右に記載
固形量	150g
賞味期限	容器の底面に記載
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(枠外下部)

JPN：日本
USA：アメリカ
CAN：カナダ

(容器の底面)

20191231 / JPN

(原原-22) 原材料に占める重量割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)について、食品表示基準第7条の規定に基づき、特定の原産地名とその使用割合を強調して表示していますが、別途、一括表示内に原料原産地の表示が必要ですか。

(答)

一括表示外に原産地を強調して表示している場合であっても、原料原産地表示については、表示方法に従い、一括表示内の原料原産地名欄に又は対応する原材料名の次に括弧を付して表示する必要があります。

原料原産地名を一括表示内に表示することが困難な場合には、原料原産地名欄にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することも可能です。

(原原-23) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定による使用割合の併記は必要ですか。

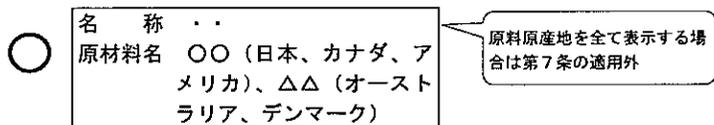
(答)

1 食品表示基準第3条第2項の表の規定に基づき(すなわち、(原原-16)以降に示す表示の方法により)原料原産地名を表示する場合には、重量割合上位2位以下の原材料に任意で表示する場合を含め、使用割合の表示は必要ありません。

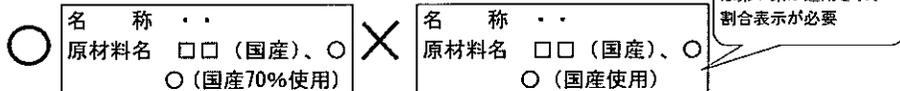
2 一括表示内に任意で強調したい産地名のみを表示する場合や、一括表示外で特定の産地を強調して表示する場合は、食品表示基準第7条の特色ある原材料を使用した旨を表示する場合に該当するため、当該強調表示に近接した場所又は一括表示の原材料名に割合表示が必要です。ただし、その割合が100%である場合には、割合の表示を省略することができます。

《例：原材料○○が、国産原料70%、カナダ産原料20%、アメリカ産原料10%である場合》

① 第3条の規定に従い、原材料の原産地全てに関して表示 = 第7条の適用外(義務表示対象の原材料、対象外の原材料とも共通)

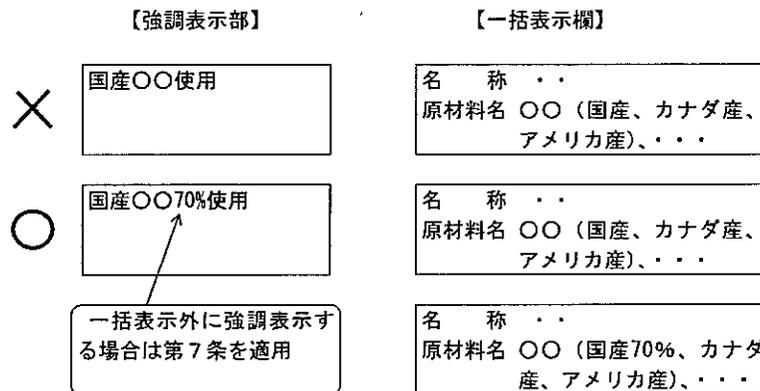


② 一括表示内に義務表示対象の原材料に加えて、任意で特定の原材料の原産地のみを強調表示 = 第7条を適用(義務表示対象外の原材料の場合)



(次頁に続く)

③ 一括表示外に原材料の原産地を強調表示 = 第7条を適用(義務表示対象の原材料、対象外の原材料とも共通)



(原原-24) 原料原産地表示対象の重量割合上位1位の原材料に加え、任意で上位5位の原材料にも原料原産地名を表示したい場合、上位2位、3位、4位の原材料には原料原産地名を表示しなくてもよいですか。

(答)

重量割合上位1位の原材料以外の原材料に任意で原料原産地名を表示する場合、当該原料原産地表示が、間にある原材料(質問の場合、上位2位、上位3位、上位4位の原材料)の原産地であると消費者が誤認しないためには、それらの原材料についても、原料原産地表示を行うことが望ましいと考えますが、特定の原材料だけ(質問の場合、上位5位の原材料だけ)に表示をしても、適切な位置に表示されていけば、問題ありません。

(原原-25) 原材料が1種類で原材料名の表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

原料原産地名の表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。具体的には、原料原産地名欄を設け、原産地名の後に括弧を付して原材料名を表示するなど、原産地名を原材料名に対応させて表示してください。また、原料原産地名欄を設けずに、原材料名欄の原材料名の後に括弧を付して原産地を表示することも可能です。

(次頁に続く)

《例1：原材料名欄を省略した場合》

名称	小麦粉
原料原産地名	国産（小麦）
内容量	1 kg
賞味期限	平成30年3月31日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲-▲-▲

《例2：原材料名欄を省略しない場合》

名称	小麦粉
原材料名	小麦（国産）
内容量	1 kg
賞味期限	平成30年3月31日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲-▲-▲

III 又は表示

（原原-26）「又は表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示）が認められるのはどのような場合ですか。また、「又は表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

（答）

- 「又は表示」とは、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。
- 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「又は表示」が認められます。
また、上記に加え、以下の資料を保管していることを条件とします。
 - 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）がいつからいつまでかを示す資料
ア 表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）
イ 産地別使用実績の基礎となる過去の一定期間又は産地別使用計画の基礎となる今後の一定期間（以下「過去又は今後の一定期間」といいます。）
 - 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
 - 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料
 - 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料
- 過去の一定期間における産地別使用実績とは、表示しようとする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限ります。（例1参照）

（次頁に続く）

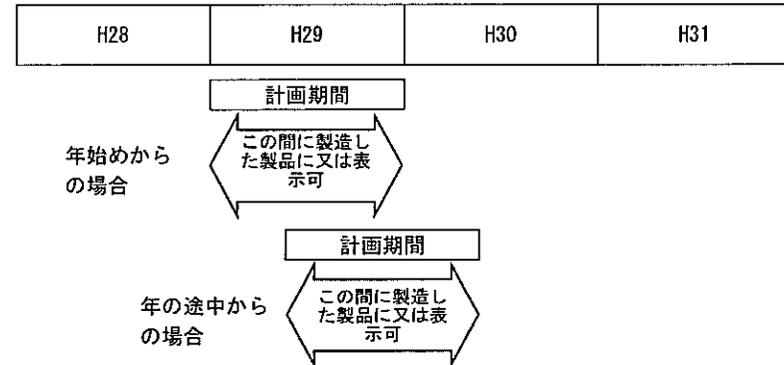
4 また、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「又は表示」を基本としますが、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく「又は表示」とする必要があります。

今後の一定期間における産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限り、計画の期間外に製造された製品について、当該計画を根拠に、「又は表示」を行うことはできません。(例2参照)

5 「又は表示」はあくまで例外の一つであり、産地の切替えが見込まれても、その都度表示を切り替えることができる又は包装自体を切り替えることができる場合は、国別重量順表示が困難と認められないため、「又は表示」を用いることはできません。

6 なお、適正な表示が行われているか否かについては、国や都道府県等が事業者への立入検査などを通じて原料原産地表示の確認を行うこととしており、その際に、「又は表示」等を行った理由の聞取りや保管を条件としている根拠書類の確認を行うこととなります。

《例2：使用計画で表示した場合》



(原原-27) 「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1 「又は表示」とは、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

例えば、「A国又はB国」と表示した場合、

① 「A国のみ」、「B国のみ」、「A国、B国の順番」、「B国、A国の順番」の4通りの産地のパターンを表します。

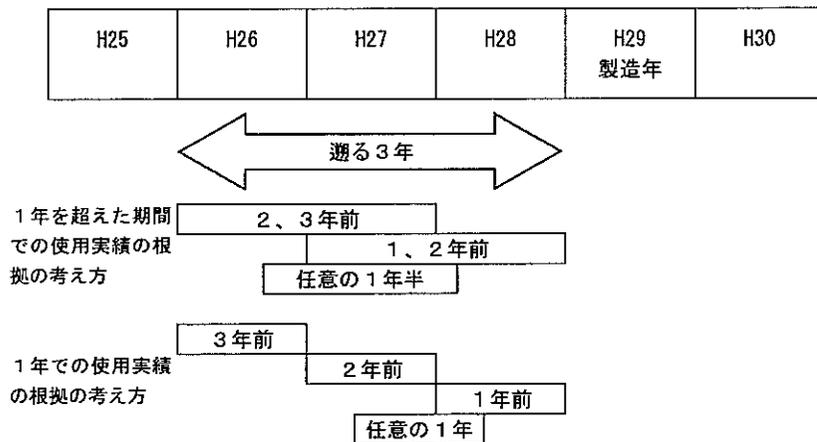
あくまで、表示した国の範囲内での使用が認められるものであり、表示されていない国を産地とする原料の使用は認められません。そのため、実際の製品にC国産の原料が含まれる場合、「A国又はB国」の表示は使用できません。

② 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、A国産の原料の方がB国産の原料よりも使用割合が多いことを表します。

表示の順番は、(原原-26)で設定した期間の使用実績の順番に限り、例えば、今後の使用計画からみて国別重量順表示が困難と認められる場合は、今後の使用計画が過去のどの期間の使用実績と同様な傾向になるのかを判断し、当該期間の使用実績順に国名を表示してください。

(次頁に続く)

《例1：「又は表示」に当たって根拠として用いることができる「使用実績」の考え方》



(次頁に続く)

2 国別重量順表示と同様、原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

例えば、「A国又はB国又はその他」と表示した場合、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画が、3か国以上あり、上位2か国としては、A国、B国の順に、重量割合の高いこととなります。

3 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。（(原原-36) 参照）

《例1：外国の産地2か国の場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成27年の使用実績順

《例2：国産を含めた2か国の場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（アメリカ又は日本）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成26年から2年間の使用実績順

（次頁に続く）

《例3：3か国の場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ又はデンマーク）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、前年の使用実績順

《例4：3か国目以降を「その他」と表示した場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ又はその他）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

（原原-28）「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。

（答）

- 1 原材料が国産のみの場合、都道府県名などを用いて「X県又はY県」のように「又は表示」を行うことは可能です。認められる条件については、（原原-26）及び（原原-27）の国単位での考え方を準用してください。

（次頁に続く）

2 しかしながら、A国産と国産の原材料を併用しており、常に国産よりA国産の使用量が多く、国別重量順表示が困難であるとは認められないにもかかわらず、国産の中のX県、Y県の重量順位が変動することをもって、「A国又はX県又はY県」のような「又は表示」はできません。

なお、「A国産、国産（X県又はY県）」の表示は可能です。ただし、その場合には、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書き及び都道府県ごとの原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画が記載された根拠書類の保管が必要です。

(原原-29) 「又は表示」をする際、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて表示した場合、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をするのですか。

(答)

1 「又は表示」では過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて表示されるため、使用量の極めて少ない原産地の使用量について、消費者が誤認することを防止する必要があります。

そのため、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて原産地の使用割合を算出したときに、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認が生じないよう、以下のように表示することを義務付けます。

- ① 「使用割合が極めて少ない」とは、「5%未満」を指します。
- ② 「大括り表示+又は表示」、「中間加工原材料の製造地表示」の中で用いる「又は表示」を含め、「又は表示」をする場合には、過去の使用実績等における重量割合が5%未満の原産地について、原産地名の後ろに括弧を付して、「5%未満」などと表示します。
- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく割合である旨を注意書きで表示します。

(次頁に続く)

《例：「又は表示」で5%未満の原産地がある場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（アメリカ産又は国産（5%未満））、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成30年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

※ 大豆の原産地順・割合は、平成27年の使用実績

2 なお、

- ① 「大括り表示+又は表示」の中の大括り表示（輸入など）については、括弧合計が「5%未満」である場合に表示が必要です。
- ② 「又は表示」の中の「その他」については、「5%未満」などの表示は不要です。
- ③ 国別重量順表示については、「5%未満」などの表示は不要です。

(原原-30) 複数の原産地の原材料をタンクに継ぎ足して製造するような場合は、一度使用した原産地の原材料は計算上0になることはありませんが、どのように表示すればよいですか。

(答)

- 1 例えば、醸造酢の「種酢」などのように、以前製造した製品に新たな原材料を継ぎ足して製造するような場合は、過去に使用した原産地の原材料が、計算上0になることがない事例があると考えられます。
- 2 1の例の様に、計算上0にならないことをもって、原産地を表示し続ける必要性が乏しいと考えられることから、計算上「5%未満」になった時点をもって、当該原産地の表示を省略できます。

なお、一度5%未満になった原産地について、再度同じ原産地の原材料が継ぎ足されて、合算した割合が5%以上になった場合は、表示を省略することはできません。

IV 大括り表示

(原原一31)「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のロの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。また、「大括り表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

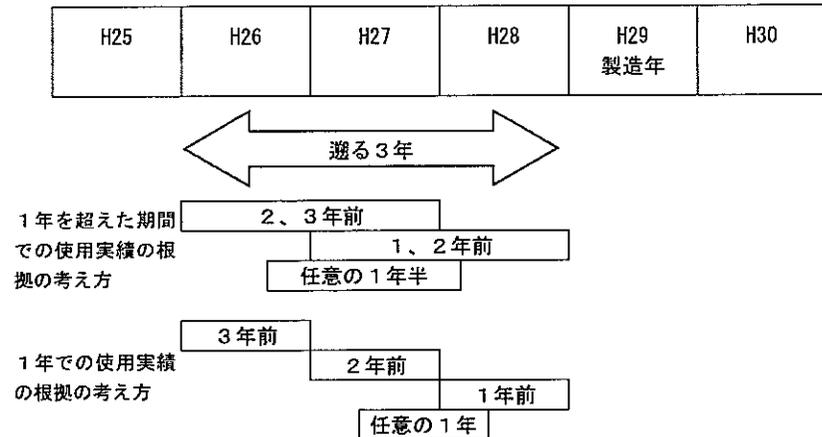
(答)

- 1 「大括り表示」とは、外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法です。
- 2 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて、国別重量順表示を行うとした場合に、3以上の外国の原産地表示に関して、表示をする時点(製造日)を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「大括り表示」が認められます。
また、上記に加え、以下の資料を保管していることを条件とします。
 - ① 次に掲げる期間(事業者が定めた期間)がいつからいつまでかを示す資料
 - ア 表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)
 - イ 過去又は今後の一定期間
 - ② 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
 - ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位(一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等)で計上したかを示す資料
- 3 過去の一定期間における産地別使用実績とは、表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限ります。(例1参照)
- 4 また、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「大括り表示」を基本としますが、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく「大括り表示」とする必要があります。
今後の一定期間における産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。計画の期間外に製造された製品について、当該計画を根拠に、「大括り表示」を行うことはできません。(例2参照)

(次頁に続く)

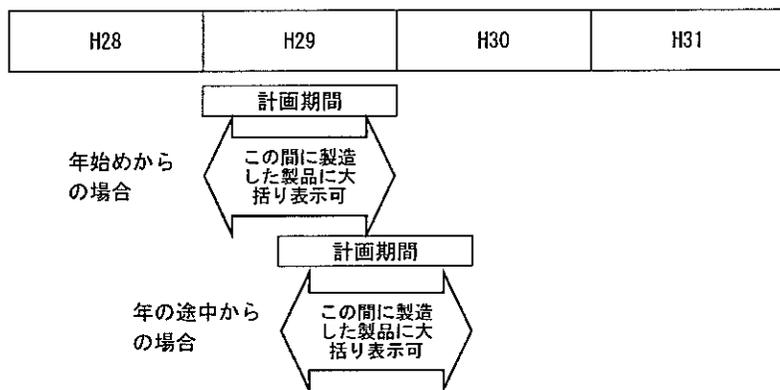
- 5 「大括り表示」はあくまで例外の一つであり、産地の切替えが見込まれても、その都度表示を切り替えること又は包装自体を切り替えることができる場合は、国別重量順表示が困難と認められないため、「大括り表示」を用いることはできません。
- 6 また、「3以上の外国の原産地」とは、例えば、ある農産物を年間を通じて安定的に調達するために、輸入先を、北半球と南半球の複数国の間で時期により切り替えることなどにより、結果として、産地ごとの使用状況が、「北半球の国のみ」、「北半球の国と南半球の国の混合」及び「南半球の国のみ」の間で切り替わるようなもの等を想定しています。
国別重量順表示が可能な原料調達状況にあるものの、「大括り表示」を行うために、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行い、産地の切替え・混合をするようなことは、国別重量順表示が困難であるとは認められません。(例3参照)
- 7 なお、適正な表示が行われているか否かについては、国や都道府県等が事業者への立入検査などを通じて原料原産地表示の確認を行うこととしており、その際に、「大括り表示」を行った理由の聞取りや保管を条件としている根拠書類の確認を行うこととなります。

《例1:「大括り表示」に当たって根拠として用いることができる「使用実績」の考え方》



(次頁に続く)

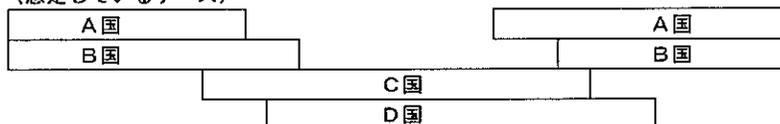
《例2：使用計画で表示した場合》



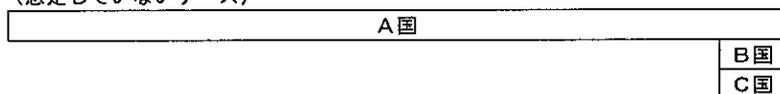
《例3》

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

(想定しているケース)



(想定していないケース)



(次頁に続く)

(原原-32)「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1 「大括り表示」とは、外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法です。

「輸入」と表示した場合、その原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、3以上の外国の原産地表示に関して、表示をする時点(製造日)を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが見込まれることを表します。

また、「輸入、国産」と表示した場合、その原材料に実際に含まれる原産地について、国産より輸入品(合計)の方が、重量割合が高いことを表します。

2 「輸入」の他に、「外国産」、「外国」なども表示可能とします。

《例1：3以上の外国産のみの場合》

名称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原材料名	大豆(輸入)、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成30年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

《例2：国産より外国産の方が多い場合》

名称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原材料名	大豆(輸入、国産)、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成30年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

《例3：外国産より国産の方が多い場合》

名称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原材料名	大豆(国産、輸入)、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成30年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

(原原-33) 大括り表示において、「EU産」や「南米産」など、「輸入」よりも小さな区分の表示は認められますか。

(答)

- 1 「EU産」や「南米産」などは、「輸入」より小さな区分であるため認められません。

ただし、「輸入」と表示ができる条件と同様、その原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、表示をする時点（製造日）を含む1年間で3以上のEU内や南米内などの国の中で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、大括り表示として「EU産」、「NAFTA産」、「ASEAN産」、「アフリカ産」、「南米産」等と表示することができます。

- 2 また、「輸入」より小さな区分の産地を複数使用した場合、「輸入（EU産、南米産）」や「輸入（EU産又は南米産）」のように、「輸入」より小さな区分の産地を併せて表示することも可能です。

なお、「輸入（EU産又は南米産）」と表示した場合には、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書き及び区分ごとの原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画が記載された根拠書類の保管が必要です。

V 大括り表示+又は表示

(原原-34) 「大括り表示」と「又は表示」の併用（「輸入又は国産」や「国産又は輸入」）（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示）が認められるのはどのような場合ですか。

(答)

「大括り表示」の認められる条件（(原原-31) 参照）を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合であって、「又は表示」の認められる条件（(原原-26) 参照）を満たす場合に限り認められます。

【例：「大括り表示」と「又は表示」の併用が認められる場合】

4～6月	A国	B国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はA国
7～9月	C国	A国	B国		輸入のみ 1位はC国
10～12月	国産	B国	A国	C国	輸入合計<国産 1位は国産
1～3月	B国	A国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はB国

(原原-35) 「大括り表示」と「又は表示」の併用（「輸入又は国産」や「国産又は輸入」）の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

- 1 「大括り表示」と「又は表示」の併用とは、「輸入」と「国産」を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

例えば、「輸入又は国産」と表示した場合、

- ① 「輸入のみ」、「国産のみ」、「輸入、国産の順番」、「国産、輸入の順番」の4通りの産地のパターンを表します。
- ② 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、輸入品（合計）の方が国産よりも使用割合が多いことを表します。

- 2 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。（(原原-36) 参照）

(次頁に続く)

《例1》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

《例2》

名称	小麦粉
原材料名	小麦（輸入又は国産）
内容量	1kg
賞味期限	平成30年3月31日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲-▲-▲

※ 小麦の産地は、賞味期限の2年前の使用実績順

VI 使用実績等

（原原-36）「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

（答）

1 「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」をする場合は、消費者が「国別重量順ではなく、過去の一定期間における産地別使用実績順又は今後の一定期間における産地別使用計画順の表示であること」が分かるように、注意書きをする必要があります。

2 過去の一定期間における産地別使用実績順に表示する場合の注意書きについては、

- ① ○○の産地は、平成27年の使用実績順
- ② ○○の産地は、平成26年から2年間の使用実績順
- ③ ○○の産地は、製造年の前年の使用実績順
- ④ ○○の産地は、製造年の一昨年の使用実績順
- ⑤ ○○の産地は、前年の使用実績順
- ⑥ ○○の産地は、一昨年の使用実績順
- ⑦ ○○の産地は、過去1年間の使用実績順
- ⑧ ○○の産地は、過去2年間の使用実績順
- ⑨ ○○の産地は、賞味期限の○年前の使用実績順
- ⑩ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から□年前までの使用実績順
- ⑪ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から□年間の使用実績順
- ⑫ ○○の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順
- ⑬ ○○の産地は、製造○年前の使用実績順
- ⑭ ○○の産地は、過去○年間の平均使用実績順

等が考えられます。（原原-26）のとおり、遡ることができる期間は、表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）から3年以内であるため、例えば、製造年が平成29年であれば、平成26年、平成27年、平成28年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。

なお、賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。

（次頁に続く）

- 3 今後の一定期間における使用計画順に表示する場合の注意書きについては、
- ① ○○の産地は、平成29年の使用計画順
 - ② ○○の産地は、今年度の使用計画順
 - ③ ○○の産地は、平成29年6月から平成30年5月までの契約栽培から推定した順
 - ④ ○○の産地は、製造年の使用計画順
 - ⑤ ○○の産地は、平成29年の使用計画順。平成30年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。
- 等が考えられますが、いずれの場合も、当該計画の期間内に製造された製品に限り、これらを注意書きに使用することができます。
- 4 期間については、
- ① 「平成○年」と表示し、特段の説明がない場合は、1月から12月まで
 - ② 「平成○年度」と表示し、特段の説明がない場合は、4月から3月までの期間のものと判断します。(元号に代えて、西暦を用いた場合も同様)
- 農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注意書きを行ってください。
- また、「前年の使用実績順」などの表示は、例えば、製造年が平成29年であれば平成28年を指し、製造年が平成30年であれば平成29年を指すこととなりますので、当該表示を続けることが誤表示とならないか、よく確認してください。

5 なお、上記の注意書きは、あくまで表示例ですので、上記の書き方以外は認められないということではありません。消費者に分かりやすい注意書きとしてみてください。

(原原-37)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。

(答)

- 1 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する必要があります。
- ① 次に掲げる期間(事業者が定めた期間)がいつからいつまでかを示す資料
 - ア 表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)
 - イ 過去又は今後の一定期間
 - ② 当該製品に用いる原材料について、(原原-26)や(原原-31)の方法に基づく過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料

(次頁に続く)

- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位(一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等)で計上したかを示す資料
- ④ 「又は表示」、「大括り表示+又は表示」の注意書きをするものにあつては、注意書きが指し示す期間中の表示対象の原材料の原産地(「大括り表示+又は表示」の場合は、輸入品合計と国産品)ごとの使用割合の順を示す資料

- 2 1の過去の一定期間における産地別使用実績の資料については、具体的には、
- ① 産地が記載されている送り状や納品書等
 - ② 産地が記載されている規格書等であつて、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっているもの
 - ③ 仕入れた原材料を当該製品に使用した実績が分かるもの(使用原材料の産地を記載した製造記録や製造指示書等)
- 等、産地別の原材料の仕入実績及び使用実績を客観的に裏付ける資料が必要です。
- また、①から③までの資料だけでは、原産地ごとの使用割合の順等が容易に判断できない場合には、①から③までの内容を総括し、当該製品について原産地ごとの使用割合の順等が分かるようにした資料も保管する必要があります。

- 3 また、1の今後の一定期間における産地別使用計画の資料については、具体的には、
- ① 原材料に使用する原産地の使用計画が明確になっているもの
 - ② 原材料の納入元(商社等)からの原産地が記載されている調達計画及びその調達計画に基づき原材料を使用することが明確になっているもの
 - ③ 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっているもの
- 等が必要です。

- 4 いずれの場合も、過去又は今後の一定期間及び表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)が明確であつて、内容が表示根拠として合理的な内容のものを、製造・流通の実情に応じて保管してください。また、監視(立入検査等)の際には、実際の原材料の使用状況について、表示内容と違いがないかの確認をすることとなりますので、製品製造時の使用実績が分かる資料も保管してください。